

Flying Bird 体操教室 会員規約

【名称】第 1 条

本クラブは Flying Bird 体操教室（以下、本クラブ）といい、会員に対して運動の機会及び運動をする場所の提供、スクールを通して器械体操の運動機会を提供すること（以下、本事業という）を事業内容とするスポーツクラブです。

【目的】

第 2 条本クラブは器械体操を通じた運動を提供することで体を操る楽しさや喜びを感じ、器械体操（体操競技）の魅力や発展に寄与し、人々の心や体の健康を高める手段として貢献する事を目的としています。

【入会資格】

第 3 条会員は本クラブの目的に賛同し、別に定める入会条件を満たす必要があります。

以下のいずれかに該当する方は本クラブへ入会をご遠慮させていただきます。

1. 本規約および本クラブの諸原則を遵守出来ない方
2. 医師等により運動を禁じられている方
3. 重篤な感染症、伝染病、その他の疫病に罹患している方
4. 暴力団関係者と本クラブが判断した方
5. 本クラブが会員としてふさわしくないと判断した方

【入会手続き】

第 4 条

入会の際は別に定める申し込み要領に従い申し込み手続きを行い、本クラブの会費の決済を済ませて下さい。

【月謝】

第 5 条会員は、本クラブの所定の方法により、本クラブの定める月謝を毎月支払わなければなりません。一旦入金した月謝は、特別な事情と本クラブが判断をした場合を除き返金しかねます。

一般的なレッスンの欠席は、返金の対象外のため振替制度を活用し振替を行って下さい。

【休会】

第 6 条休会を希望する会員は、休会を開始する日の前月 10 日までに届け出てください。（休会とは引き続き 2 か月以上休む場合をいう。）原則として病気や怪我、その他やむを得ない事情を除き認めません。

休会を希望される会員は本クラブホームページから休会届をダウンロードし、期日までに本クラブまで提出して下さい。休会の際は、毎月 2,200 円の休会費をお支払いください。また、予定していた期日より延長して休会希望の際は休会の更新をお願いします。

(最大 6 か月まで休会可能。)

【退会】

第 7 条退会を希望する際は、退会前月の 10 日までに届け出をして下さい。

会員が 3 か月継続して会費の支払いを怠った際は、本クラブは除名の措置をとらせていただきます。その際、未納分の会費は納付していただきますので予めご了承下さい。

【活動日時】

第 8 条本クラブは、別に定めるスケジュールに沿って活動を実施します。

運動に際しては、スポーツウェア上下を着用し、常に清潔に保つよう心掛けてください。

【休業や休講】

第 9 条施設や指導員の事情により休講となる場合には別途振替の日程を検討します。自然災害や事故などの理由により止むを得ず休業、休講となる場合があります。本クラブが会員に運動の参加を控えるべきだと判断した場合には会員に対して運動の停止や参加の有無を求めることがあります。その際は、本クラブへの参加はお控えください。

流行性の感染症等により学校が学級閉鎖となった場合、本クラブから会員に際して特別な措置をとることはありません。各家庭の判断で運動に参加をして下さい。

【登録の変更】

第 10 条

スクールの場合、他のコースへの変更をご希望される際は前月 10 日までにご相談ください。ご相談の上、本クラブから検討やご提案をいたします。

【事故の責任】

第 11 条

会員は、本クラブの活動に当たっては指導員や施設管理責任者の指示に従い、自己責任において行動するものとし、これに反して盗難や傷害、怪我、事故が発生しても本法人や本クラブ、従業員に対し一切の責任や損害賠償を請求しないものとします。

活動中及びその往復の事故や怪我に対する補償は、スポーツ安全保険の範囲内とします。

会員同士の補助や練習の援助においての怪我や事故はスポーツ安全保険の範囲内のみ対応とし、会員同士のトラブルや発生した事故、怪我については本法人や本クラブは一切責任を負わず、会員は損害賠償は請求しないものとします。

【除名】

第 12 条

本規約に違反する場合や第 3 条に定める入会資格を喪失した場合など本クラブの会員としてふさわしくないと認めたものについては除名することがあります。

【施設器具の破損】

第 13 条

会員は、本クラブの活動に関連する施設器具等を故意または過失により破損や汚損させた場合、損害賠償の責任を負わなければいけないものとします。（過失は保険適応内であれば対応します。）

【個人情報の取り扱いや肖像権】

第 14 条

1. 本クラブは、個人情報の重要性を認識し、会員の個人情報を取り扱います。
2. 会員から取得した個人情報は、本事業にかかる事務、会員への連絡、会員の管理、関連情報の通知および本クラブからの情報提供のために利用します。
3. 本クラブでの活動に関連して撮影・作成された写真、映像、記事等について、会員は本クラブに対してやむを得ない理由がある場合を除き、肖像権の使用を承諾するものとし、会員は、本クラブが会員の肖像をメディアへ提出することに異論を唱えないものとします。
4. 会員から取得した個人情報について、第三者へ提供することはありません。
5. 個人情報を守るため、個人で撮影した動画については SNS 等に掲載するのはお控えください。

【細則】

第 15 条

本規約に定めない事項や本クラブの運営上必要な細則が生じた場合は本クラブが別に定めます。

【振替】

会員はレッスンを欠席した分を以降のレッスンで振り替えることができる。有効期限は欠席した日から一年間とします。振替にはアプリでの欠席申請と振替申請が必要となります。

【規約の改定】

第 16 条

本規約の改定は本法人が必要に応じて変更します。

【施行】

第 17 条

本規約は、令和5年7月1日から施行します。